（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正）

第十五条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「車いす」を「車椅子」に改め、「、第六十一条及び第六十二条第一項」を削る。

第二十四条中「共同住宅」の下に「及び老人ホーム等」を加える。

（新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正）

第十六条　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第四項中「、特定都道府県知事」を「特定都道府県知事」に改め、「について」の下に「、建築基準法第八十七条の三第一項本文、第三項及び第四項の規定は特定都道府県知事が建築物の用途を変更して臨時の医療施設として使用する場合における当該臨時の医療施設について、それぞれ」を加え、「、建築基準法」を「、同法」に改め、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の下に「（平成二十四年法律第三十一号）」を加え、「その発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものの」とあるのは「同項第二号に掲げる区域」と、「を「非常災害区域等（非常災害が発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものをいう。第八十七条の三第一項において同じ。）」とあるのは「同項第二号に掲げる区域」と、同項及び同法第八十七条の三第一項中」に改め、「された日」と、「の下に「同項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第一項の規定により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた」と、「非常災害区域等」とあるのは「同項第二号に掲げる区域」と、」を加える。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
厚生労働大臣　加藤　勝信
国土交通大臣　石井　啓一
防衛大臣　小野寺五典

都市農地の貸借の円滑化に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年六月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第六十八号

都市農地の貸借の円滑化に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　都市農地の貸借の円滑化のための措置
　第一節　自らの耕作の事業の用に供するための都市農地の貸借の円滑化（第四条―第九条）
　第二節　特定都市農地貸付けの用に供するための都市農地の貸借の円滑化（第十条―第十二条）
第三章　雑則（第十三条―第十六条）
第四章　罰則（第十七条・第十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を図り、もって都市農業の健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。

2　この法律において「都市農地」とは、生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第三条第一項の規定により定められた生産緑地地区の区域内の農地をいう。

3　この法律において「都市農業」とは、都市農地において行われる耕作の事業をいう。

（基本理念）

第三条　都市農地の貸借の円滑化のための措置は、都市農地が自ら耕作の事業を行う者又は第十条に規定する特定都市農地貸付けを行う者により有効に活用され、都市農業の安定的な継続が図られることを旨として、講ぜられなければならない。

第二章　都市農地の貸借の円滑化のための措置

第一節　自らの耕作の事業の用に供するための都市農地の貸借の円滑化

（事業計画の認定）

第四条　都市農地を自らの耕作の事業の用に供するため当該都市農地の所有者から当該都市農地について賃借権又は使用貸借による権利（以下「賃借権等」という。）の設定を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、当該賃借権等の設定に係る都市農地における耕作の事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、これを当該都市農地の所在地を管轄する市町村（第十四条を除き、以下単に「市町村」という。）の長（同条を除き、以下単に「市町村長」という。）に提出して、その認定を受けることができる。

2　事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　賃借権等の設定を受ける都市農地の所在、地番、地目及び面積

三　前号の都市農地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

四　設定を受ける賃借権等の種類、始期及び存続期間

五　第二号の都市農地における耕作の事業の内容

六　その他農林水産省令で定める事項

3　市町村長は、第一項の認定の申請があった場合において、その事業計画が次の各号に掲げる要件の全て（当該申請に係る都市農地（以下この項において「申請都市農地」という。）について農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の五十第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により農業の経営を行うため賃借権等の設定を受ける農業協同組合及び農業協同組合連合会その他政令で定める者（第七条第一項において「農業経営組合等」という。）の申請に係る事業計画にあっては第一号に掲げる要件、申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる者及び農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農地所有適格法人（第七条第一項において「農作業常時従事者等」という。）の申請に係る事業計画にあっては第一号から第三号までに掲げる要件の全て）に該当するものであるときは、農業委員会の決定を経て、その認定をするものとする。ただし、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村（第七条第二項ただし書において単に「農業委員会を置かない市町村」という。）にあっては、農業委員会の決定を経ることを要しない。

一　申請都市農地における耕作の事業の内容が、都市農業の有する機能の発揮に特に資するものとして農林水産省令で定める基準に適合していると認められること。

二　申請都市農地における耕作の事業により、周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められること。